

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 利用料金の額の承認【産業経済局総務政策部雇用政策課】

2

### ◇ 公 告

- 都市公園法の規定による公募設置等計画の認定【建設局公園緑地部緑政課】
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】
- 大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

3

5

6

北九州市告示第 56 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 6 条の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	平成 30 年 3 月 24 日から同年 7 月 1 日まで
		個人	1 人	300 円	100 円	
		団体（30 人以上）	1 回	240 円	80 円	

北九州市公告第147号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項に規定する公募設置等計画を認定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認定をした日

平成30年3月1日

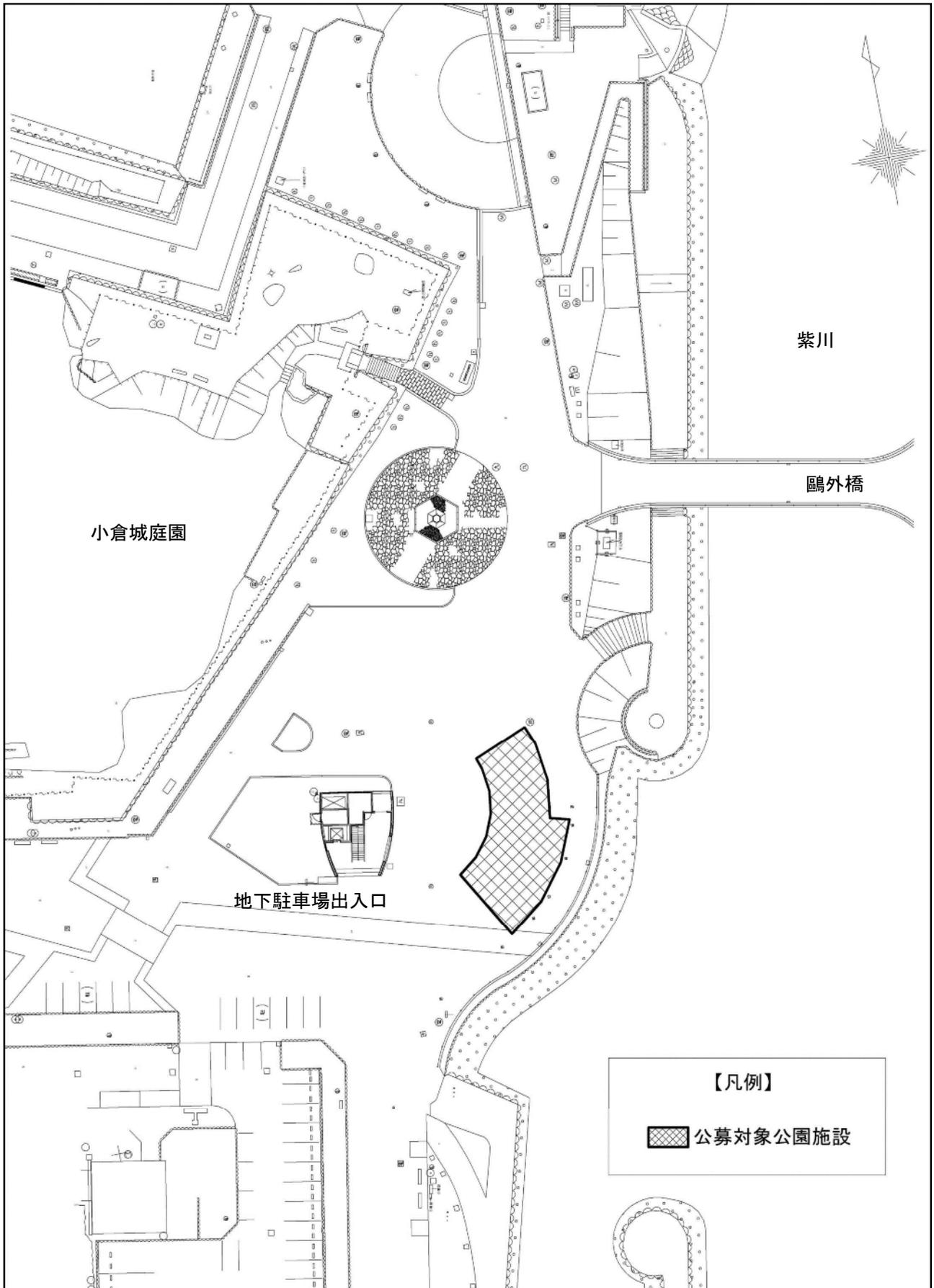
2 認定の有効期間

平成30年3月1日から平成50年2月28日まで

3 公募対象公園施設の場所

北九州市小倉北区内 勝山公園（別図のとおり）

別図



北九州市公告第148号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
白灯油（3月分） 26キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月23日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社M i s u m i 熊本支店  
熊本市東区長嶺南六丁目6番40号
- 5 落札金額  
1キロリットル当たりの金額 6万5,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成30年1月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成30年3月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオひびきの

北九州市若松区小敷ひびきの二丁目1番101号ほか

2 意見者

本人申出により公表しない。

3 提出された意見の概要

(1) 駐車場等交通に関する意見

小学生の下校時間帯は、小学生の事故を防止するため、建物敷地東側出入口に警備員を配置することで、子どもの安全に配慮してほしい。

また、全ての店舗の開店時刻は、小学生の登校時の安全を確保するため、小学生の登校時間が終了する午前9時としてほしい。

(2) 環境に関する意見

B棟に出店する小売業者の営業時間は、騒音防止のため、同者の近隣の他店舗と同様に開店時刻を午前9時、閉店時刻を午後7時としてほしい。

また、B棟北側の駐車場は、騒音防止のため、B棟の営業終了後に閉鎖してほしい。

(3) その他の意見

店舗等の照明について、遅くまで営業が行われた場合は、日常生活に支障をきたす恐れがあるので配慮願いたい。

4 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成30年3月6日から同年4月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで